

日常生活用具給付対象品目一覧表

種目	品目	対象者	性能	耐用年数等	基準額
介護・訓練 支援用具	特殊寝台	下肢の障害又は体幹の機能障害の程度が1級又は2級である身体障害者又は難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
	特殊マット	下肢の障害又は体幹の機能障害の程度が1級である身体障害者、重度知的障害者又は難病患者等であって常時介護を要するもの	じよくそう 辱瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円
	特殊尿器	下肢の障害又は体幹の機能障害の程度が1級である身体障害者又は難病患者等であって、常時介護を要するもの（原則として学齢児以上の者）	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又はその介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
	入浴担架	下肢の障害又は体幹の機能障害の程度が1級又は2級である身体障害者であって、入浴に介助を要するもの（原則として3歳以上の者）	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
	体位変換器	下肢の障害又は体幹の機能障害の程度が1級又は2級である身体障害者又は難病患者等（原則として学齢児以上の者）であって、下着交換等に介助を要するもの	介護者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円
	移動用リフト	下肢の障害又は体幹の機能障害の程度が1級又は2級である身体障害者又は難病患者等（原則として3歳以上の者とする。）	介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年	159,000円
	訓練いす	下肢の障害又は体幹の機能障害の程度が1級又は2級である身体障害者（18歳未満の者に限る。ただし、原則として3歳以上の者とする。）	原則として付属のテーブルが付いているもの	5年	33,100円
	訓練用ベッド	下肢の障害又は体幹の機能障害の程度が1級又は2級である身体障害者又は難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200円

種目		対象者	性能	耐用年数等	基準額
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢の障害又は体幹の機能障害を有する身体障害者又は難病患者等であって、入浴に介助を要するもの（原則として3歳以上の者）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助することができ、対象者又はその介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円
	便器	下肢の障害又は体幹の機能障害の程度が1級又は2級である身体障害者又は難病患者等（原則として学齢児以上の者）	対象者が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができる。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	便器 4,450円 手すり 5,400円
	頭部保護帽	平衡機能の障害又は下肢の障害若しくは体幹の機能障害を有する身体障害者、重度知的障害者であっててんかんの発作等により頻繁に転倒するもの及び精神障害者であって転倒の危険があると認められるもの	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年	36,750円 （レディメイドによる製品の場合にあっては、29,400円）
	歩行補助つえ	下肢の障害又は体幹の機能障害を有する身体障害者	T字状、棒状の一本つえ（補装具として給付されるものを除く。）	3年	4,410円
	移動・移乗支援用具	平衡機能の障害又は下肢の障害若しくは体幹の機能障害を有する身体障害者又は難病患者等であって、家庭内の移動等において介助を必要とするもの（原則として3歳以上の者）	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具	8年	60,000円
	特殊便器	上肢の障害の程度が1級又は2級である身体障害者、重度知的障害者又は難病患者等であって訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの（原則として学齢児以上の者）	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び対象者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円

火災警報器	障害の程度が1級若しくは2級である身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの（当該身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し、及び屋外にもブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円
自動消火器	障害の程度が1級若しくは2級である身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）又は難病患者等であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの（当該身体障害者、重度知的障害者、精神障害者又は難病患者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	屋内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円
電磁調理器	視覚の障害の程度が1級又は2級である身体障害者であって盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの及び重度知的障害者であって単身世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの	対象者が容易に使用し得るもの	6年	41,000円
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚の障害の程度が1級又は2級である身体障害者（原則として学齢児以上の者）	対象者が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚の障害の程度が2級である身体障害者又は難病患者等であって、聴覚の障害を有するもののみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に属するもの（原則として学齢児以上の者とする。）	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円

種目		対象者	性能	耐用年数等	基準額
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	じん臓機能の障害の程度が1級又は3級である身体障害者であって、自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行うもの（原則として3歳以上の者）	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円
	ネブライザー	呼吸器機能の障害の程度が1級若しくは3級又はこれらと同程度である身体障害者又は難病患者等であって、必要と認められるもの （原則として学齢児以上の者）	対象者が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
	電気式たん吸引器	呼吸器機能の障害の程度が1級若しくは3級又はこれらと同程度である身体障害者又は難病患者等であって、必要と認められるもの （原則として学齢児以上の者）	対象者が容易に使用し得るもの	5年	56,400円
	酸素ボンベ運搬車	身体障害者であって、医療保険における在宅酸素療法を行うもの	対象者が容易に使用し得るもの	10年	17,000円
	盲人用体温計（音声式）	視覚の障害の程度が1級又は2級である身体障害者であって、盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの（原則として学齢児以上の者）	対象者が容易に使用し得るもの	5年	9,000円
	盲人用体重計	視覚の障害の程度が1級又は2級である身体障害者であって、盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの（原則として学齢児以上の者）	対象者が容易に使用し得るもの	5年	18,000円
	音声式血圧計	視覚の障害の程度が1級又は2級である身体障害者であって、盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属するもの（原則として学齢児以上の者）	対象者が容易に使用し得るもの	5年	16,000円
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	5年	157,500円

種目		対象者	性能	耐用年数等	基準額
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能に障害を有する身体障害者又は肢体不自由である身体障害者であって、発声又は発語に著しい障害を有するもの（原則として学齢児以上の者）	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	5年	98,800円
	情報・通信支援用具	視覚の障害の程度が1級若しくは2級又は上肢の障害の程度が1級若しくは2級である身体障害者（原則として学齢児以上のもの）	パーソナルコンピュータを使用するに当たり、障害特性に応じて必要となる周辺機器やアプリケーションソフト	5年	100,000円
点字器	点字ディスプレイ	視覚の障害の程度が1級若しくは2級である身体障害者又は視覚及び聴覚の重複障害（原則として視覚の障害の程度が1級又は2級かつ聴覚の障害の程度が2級）を有する身体障害者であって、必要と認められるもの（原則として学齢児以上の者）	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年	383,500円
	点字器	視覚の障害を有する身体障害者（原則として学齢児以上の者）	32マス、両面書き又は片面書きで、点筆によるもの	5年	10,400円 (点筆を含む。)
視覚障害者用ポータブルレコーダー	点字タイプライター	視覚の障害の程度が1級又は2級である身体障害者であって、就労し、就学し、又は就労が見込まれるもの（原則として学齢児以上の者）	対象者が容易に使用し得るもの	5年	63,100円
	視覚障害者用ポータブルレコーダー（録音再生機）	視覚の障害の程度が1級又は2級である身体障害者（原則として学齢児以上の者）	音声等による操作ボタンの認識が可能であり、かつ、DAISY方式等による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの	6年	85,000円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害者用ポータブルレコーダー（再生専用機）	視覚の障害の程度が1級又は2級である身体障害者（原則として学齢児以上の者）	音声等による操作ボタンの認識が可能であり、かつ、DAISY方式等により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの	6年	35,000円
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚の障害の程度が1級又は2級である身体障害者（原則として学齢児以上の者）	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの	6年	99,800円

情報・ 意 疎 通 支 援 用 具	視覚障害者 用拡大読書 器	視覚の障害を有する身体障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの（原則として学齢児以上の者）	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円
	盲人用時計	視覚の障害の程度が1級又は2級である身体障害者（原則として学齢児以上の者）	音声式又は触読式によるもので、対象者が容易に使用し得るもの	6年	音声式 13,300円 触読式 10,300円
	聴覚障害者 用通信装置	聴覚の障害を有する身体障害者及び発声又は発語に著しい障害を有する身体障害者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの（原則として学齢児以上の者）	一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用できるもの	5年	71,000円 （ファックスの場合にあっては、42,000円）
	聴覚障害者 用情報受信 装置	聴覚の障害を有する身体障害者であって、本装置によってテレビの視聴が可能となるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者又は聴覚障害児用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者又は聴覚障害児向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの	6年	88,900円
	人工喉頭（ 笛式）	音声機能又は言語機能に障害を有する身体障害者であって、喉頭摘出したもの	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	4年	5,000円 （気管カニューレ付きの場合にあっては、8,100円）
	人工喉頭（ 電動式）	音声機能又は言語機能に障害を有する身体障害者であって、喉頭摘出したもの	顎下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	5年	70,100円 （電池及び充電器を含む。）
	埋込型人工 喉頭用人工 鼻	音声機能又は言語機能に障害を有する身体障害者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用する者	呼気を加温及び加湿する機能に併せ、手動又は自動で気管孔を閉塞する機能を有し、シャント発声を可能とするもの	—	24,200円 （月額とする。）

種目		対象者	性能	耐用年数等	基準額
排泄管理支援用具	ストマ装具（蓄便袋）	直腸の機能障害を有する身体障害者であって、人工肛門を造設しているもの。ただし、紙おむつ等の給付を受けた者を除く。	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	—	8,600円 （1か所当たりの皮膚保護材及び袋を身体に密着させるものを含む月額とする。）
	ストマ装具（蓄尿袋）	ぼうこうの機能障害を有する身体障害者であって、人工ぼうこうを造設しているもの。ただし、紙おむつ等の給付を受けた者を除く。	低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	—	11,300円 （1か所当たりの皮膚保護材及び袋を身体に密着させるものを含む月額とする。）
	紙おむつ等	身体障害者であって、次のいずれかに該当し、紙おむつ等の用具類を必要とするもの（3歳以上の者）。ただし、ストマ装具の給付を受けた者を除く。 ア 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマ変形のためストマ用装具を装着することができないもの イ 先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のあるもの及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のあるもの ウ 脳原性運動機能障害等により排尿若しくは排便の意思表示が困難なもの、その他紙おむつ等の用具が必要と認められるもの	紙おむつ、さらし、ガーゼ、脱脂綿	—	12,000円 （月額とする。）
			洗腸装具	6月	12,000円
収尿器（男性用）	ぼうこうの機能障害を有する身体障害者又は脊髄損傷等により高度の排尿機能障害がある身体障害者	採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置のあるラテックス製又はゴム製のもの	1年	7,700円	

	収尿器（女性用）	ぼうこうの機能障害を有する身体障害者又は脊髄損傷等により高度の排尿機能障害がある身体障害者	耐久性ゴム製採尿袋を有するもの又はポリエチレン製の導尿ゴム管付採尿袋	1年	8,500円
--	----------	---	------------------------------------	----	--------

備考

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能の障害のある身体障害者は、表中の上肢の障害、下肢の障害又は体幹の機能障害を有する身体障害者に準じて取り扱うものとする。
- 2 基準額は、消費税等を含む額とする。

一部改正〔平成25年告示38号・27年114号〕

別表第2（第3条関係）

給付対象費用	対象者	給付要件	基準額
<p>居宅生活動作補助用具（対象者の移動等を円滑にする用具をいう。）の購入費及び次に掲げる住宅改修に要する改修工事費</p> <p>ア 手すりの取付け</p> <p>イ 段差の解消</p> <p>ウ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</p> <p>エ 引き戸等への扉の取替え</p> <p>オ 洋式便器等への便器の取替え</p> <p>カ アからオまでに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p>	<p>下肢の障害、体幹の機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（移動機能に限る。）の障害の程度が1級、2級又は3級である身体障害者又は難病患者等（学齢児以上の者）。ただし、特殊便器への取替えに限り、上肢の障害の程度が1級又は2級である身体障害者又は難病患者等を対象者とする。</p>	<p>対象者が現に居住する住宅及びその敷地内について行われる住宅改修であり、かつ、対象者の身体の状態、住宅の状況等を勘案して必要であると認められること。この場合において、当該住宅が借家である場合にあっては、当該住宅の家主の承諾を必要とする。</p>	<p>200,000円</p>

備考 基準額は、消費税等を含む額とする。

一部改正〔平成25年告示38号〕